

○茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則

令和5年2月22日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成13年茅ヶ崎市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 教育委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(入所の手続)

第5条 条例第10条第1項の規定により茅ヶ崎市児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の入所の承認を受けようとする児童の保護者は、茅ヶ崎市児童クラブ入所申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申請について、指定管理者が電子情報処理組織を使用して行うことを認めるときは、指定管理者の定めるところにより電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による申請があった場合において、入所の承認をするときはその旨を、入所の承認をしないときはその旨及びその理由を、茅ヶ崎市児童クラブ入所決定書により当該申請をした者に通知するものと

する。

(令6教委規則4・一部改正)

(入所の承認の取消し)

第6条 指定管理者は、条例第11条の規定により入所の承認を取り消すときは、茅ヶ崎市児童クラブ入所取消決定書により、遅滞なくその旨及びその理由を当該児童の保護者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第7条 児童クラブに入所している児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、第5条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、茅ヶ崎市児童クラブ記載事項変更届出書により、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(令6教委規則4・一部改正)

(退所の届出)

第8条 条例第12条の規定による届出は、茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、条例第12条の規定による届出について準用する。

(令6教委規則4・全改)

(育成料の減免)

第9条 条例第14条の規定による育成料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 入所児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている場合 育成料の額の全額
- (2) 入所児童の属する世帯の当該年度分（4月から6月までにあつては、前年度分とする。次号において同じ。）の市町村民税が非課税の場合 育成料の額の全額
- (3) 入所児童の属する世帯の当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税の場合 育成料の額の2分の1に相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める額

(令6教委規則4・旧第10条繰上)

(育成料の還付)

第10条 条例第15条ただし書の規定による育成料の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定管理者が災害その他入所児童又はその保護者の責めに帰することのできない理由により児童クラブを利用することができないと認めた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 入所児童が当該月の初日から末日まで利用することができないとき 育成料の額の全額

イ 入所児童の1月の利用日数が当該月の開所日数の2分の1を超えないとき 育成料の額の2分の1に相当する額

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めた場合 その都度指定管理者が定める額

(令6教委規則4・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、児童クラブの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(令6教委規則4・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。